

# 高齢者虐待防止マニュアル

和水町特別養護老人ホーム きくすい荘

和水町デイサービスセンター

R4. 6.3 マニュアル作成  
R4. 9.1 改定(別紙2)  
R4. 12.6 改訂(基本方針)  
R4. 12.6 改訂(別紙1)

## はじめに

当施設は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）第20条<sup>(注1)</sup>で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため、本マニュアルを定める。

## 目次

1	基本方針	1
2	虐待の定義	2
3	虐待の種類	2
4	介護施設職員の虐待行為	2
5	施設長及び各部署主任の責務	3
6	職員の責務	3
7	虐待防止委員会の設置	3
8	研修の実施	3
9	虐待未然防止対策フロー	4

参考資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

# 1 基本方針

## (1) 苦情処理の徹底

施設は、施設内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(注 1: 高齢者虐待防止法第 20 条参照)

## (2) 虐待の早期発見

施設は、日々の利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、兆候が現れた利用者については、速やかに虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

(注 2: 高齢者虐待防止法第 5 条第 1 項参照)

## (3) 虐待の小さな芽を摘む「不適切ケア撲滅運動」の推進

職員は、他の職員の立場で考え、助け合う仲間づくりを徹底するとともに、その信頼関係に基づき、不適切ケアを放置せず、注意し、改善し合うことができるよう「不適切ケア撲滅運動」を積極的に推進する。

## (4) 町への通報

職員は、施設内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報する。

(注 3: 高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項参照)、(注 4: 高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項参照)

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いは行わない。

(注 5: 高齢者虐待防止法第 21 条第 7 項参照)

注 1) 高齢者虐待防止法第 20 条(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

注 2) 高齢者虐待防止法第 5 条第 1 項(高齢者虐待の早期発見等)

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

注 3) 高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

注 4) 高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第 1 項から第 3 項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

注 5) 高齢者虐待防止法第 21 条第 7 項

養介護施設従事者等は、第 1 項から第 3 項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

## 2 虐待の定義

本マニュアルで言う高齢者虐待とは、介護施設において、職員が意図的に利用者に対して不適切なケアをすることを言う。

## 3 虐待の種類

### (1) 身体的虐待

暴力による危害を加える行為又は危害を与えかねない扱いをすること。

### (2) 心理的虐待

言葉の暴力、社会的孤立、愛情の欠如、利用者の生活について尊敬をもって決定に参加する機会を奪うこと又は住民としての権利を拒否すること。

### (3) 経済的虐待

お金や財産を悪用すること。これは、高齢者の要望、利益、ニーズに反する目的で財産を使用すること又は詐欺が含まれる。

### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### (5) ネグレクト(介護・世話の放棄・放任)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

## 4 介護施設職員の虐待行為

高齢者虐待防止法第2条第5項に掲げられている介護施設職員の虐待行為とは、以下の事態を指す。

ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

オ 高齢者の財産を不当に処分すること、その他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 5 施設長及び各部署主任の責務

施設長及び各部署主任は、苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施及び虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。(注1参照)

## 6 職員の責務

職員は、日頃から利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを施設長、各部署主任及び町に通報・報告する。

ここでいう「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

施設長は、当施設において虐待の疑いがあることを知ったときには、直ちに町(総務課及び福祉課)に通報・報告する。また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに施設長、各部署主任及び町福祉課に報告する責務を有する。【職員による高齢者虐待の対応チャート(別紙1)を参照の上、行動すること。】

和水町福祉課 連絡先電話番号 0968-86-5724
-----------------------------

## 7 委員会の設置

- (1) 施設は、施設内における虐待防止を図るため、委員会を設置する。
- (2) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にあるものをこれに充てる。
  - ア 委員長 施設長
  - イ 副委員長 主任生活相談員
  - ウ 委員 各部署主任、身体拘束等適正化委員会委員長
- (3) 委員の身体拘束等適正化委員会委員長は、必要に応じて委員会に出席する。
- (4) 委員会は、必要のある場合は、第三者を委員に加えることができる。
- (5) 委員会は、定期的又はその必要がある時に随時開催しなければならない。
- (6) 委員会は、日頃から虐待防止の啓発に努めなければならない。

## 8 研修の実施

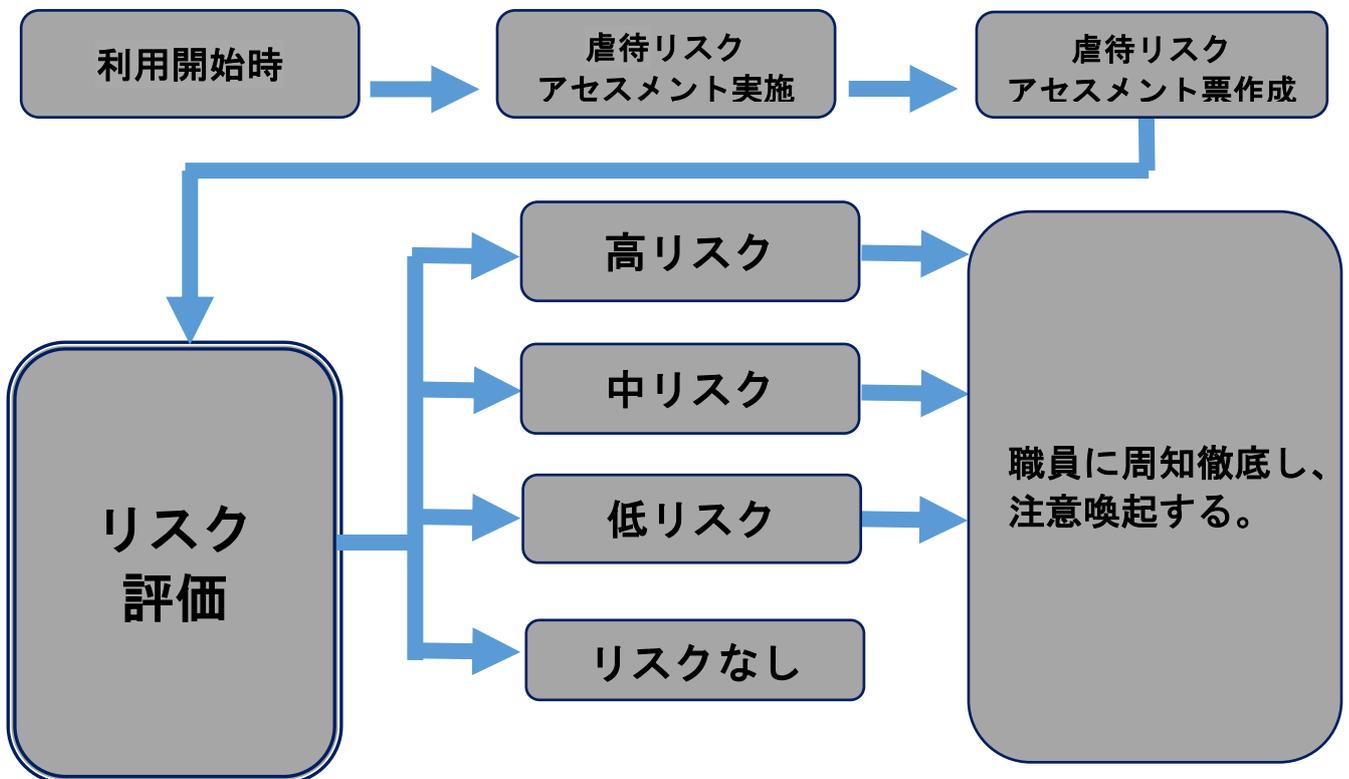
- (1) 職員は、高齢者の権利擁護について基本的な学習を行い、常に適正な介護支援に努めることとする。また、ケアの技術や虐待に繋がる不適切ケアの研修や事例検討によって、職員自らが意識を高め、実践につなげることとする。
- (2) 職員は、高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。

- (3) 施設長及び各部署主任は、高齢者の権利擁護の観点から施設運営を考え、サービス向上と職員相互の意識向上を図ることとする。
- (4) 研修は、必要に応じて、次に掲げる内容について、年2回程度実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。
  - ア 高齢者虐待防止法の基本的な考え方
  - イ 高齢者権利擁護事業
  - ウ 虐待の種類と発生リスク
  - エ 早期発見、事実確認及び報告等の手順
  - オ 発生した場合の改善策

## 9 虐待未然防止対策フロー

- (1) 施設は、利用開始時の虐待リスクを評価する。
  - ア 委員会は、利用開始日から2週間以内（環境の変化に慣れてから）に当該利用者の虐待リスクを評価する。【虐待リスク・アセスメント票(別紙2)を使用】
  - イ 施設長及び各部署主任は、上記の結果、虐待リスクが低～高リスクの場合は、全職員に口頭又は文書で通知し、注意を喚起する。

【利用開始時の虐待リスク・アセスメントのフロー】

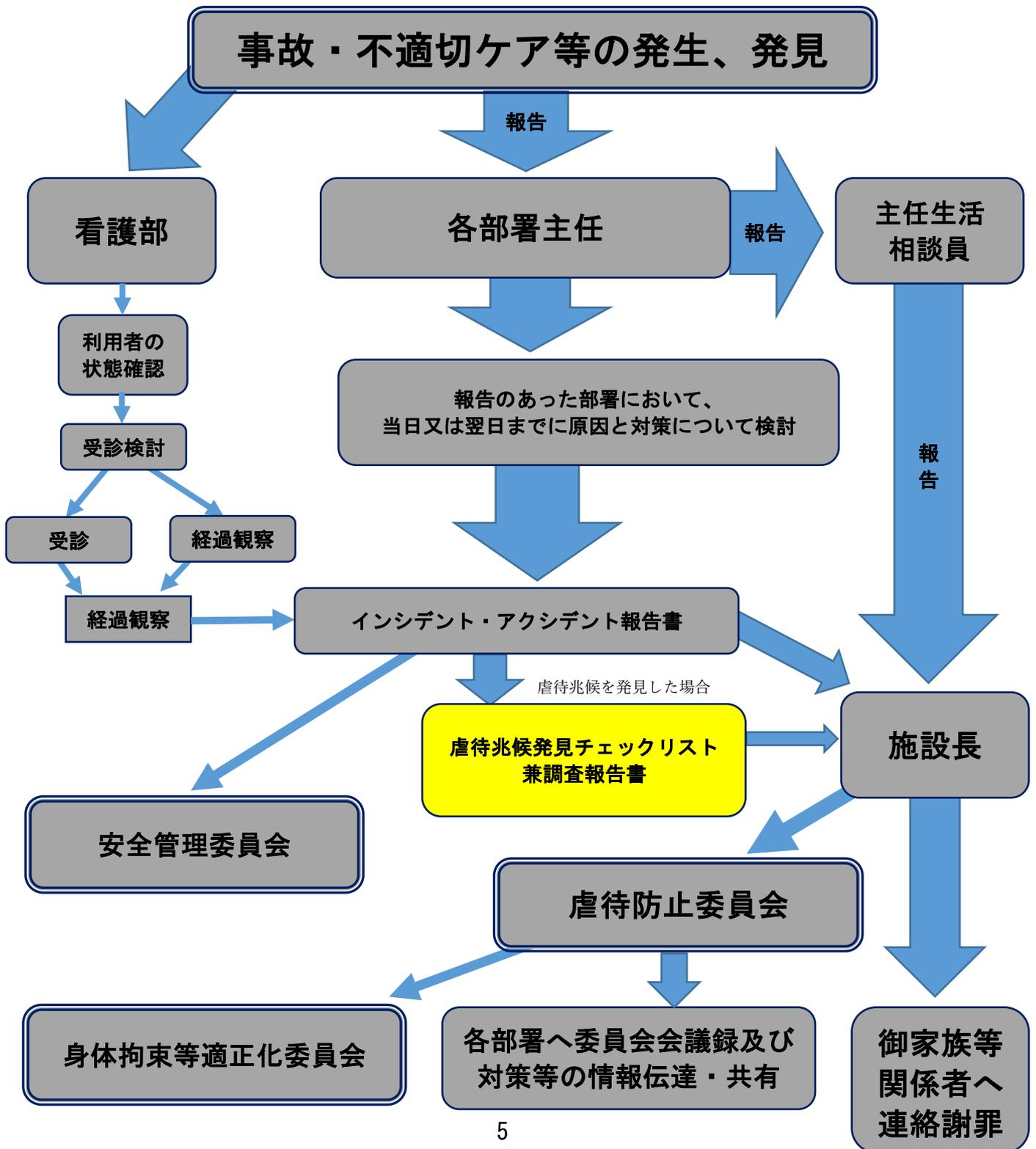


(2) インシデント・アクシデント報告書(別紙3)の中に虐待の兆候や不適切ケアが見られた場合

ア 職員は、事故や不適切ケア等を発見したら、「事故・不適切ケア等の発見後のフロー」に従い、速やかに報告する。

イ 施設長、看護師及び各部署主任は、報告を受けたらフローチャートに従い、速やかに行動する。

【事故・不適切ケア等の発見後のフロー】



(3) 虐待の兆候を発見後の対応

ア 看護師又は各部署主任は、「インシデント・アクシデント報告書」、「虐待リスク・アセスメント票」又は「写真」等を添え、主任生活相談員を経由して、施設長に「虐待兆候発見チェックリスト兼調査報告書(別紙4)」を提出する。

イ 施設長は、「虐待兆候発見チェックリスト兼調査報告書」にて虐待の兆候が見られた場合、虐待防止委員会を招集しなければならない。

ウ 委員会は、必要に応じて、虐待の被害者及び加害者として疑われている人を出席させることができる。

エ 委員会は、虐待の可能性について慎重に調査し、速やかに対策を講じる。

オ 虐待が認められた場合又はかなりの確度で虐待が疑われる場合、施設長は、速やかに行政に報告するものとする。

【虐待兆候発見後のフロー】

